

(様式第2号)

会 議 録

令和4年9月8日作成

会 議 の 名 称	令和4年度第2回 島本町情報公開・個人情報保護運営審議会		
会 議 の 開 催 日 時	令和4年8月30日(火) 14時～15時15分		
会 議 の 開 催 場 所	役場3階 委員会室		
公 開 の 可 否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可	傍 聴 者 数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 者	委 員	有澤委員、西崎委員、淵本委員、小西委員	
	事 務 局	吉川次長、馬場田課長、浅田参事、大谷係長、三浦主査	
会 議 の 議 題	1. 島本町個人情報保護制度の見直しについて		
決 定 事 項 等	—		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		
配 布 資 料	・【資料1】 島本町個人情報保護法施行条例(案) ・【資料2】 島本町個人情報保護条例を基本とした比較 ・【資料3】 個人情報保護に関する法律における審議会の位置づけ		

令和4年度第2回島本町情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和4年8月30日（月）14時00分～15時15分
場 所 役場3階 委員会室
出席委員 有澤会長、西崎職務代理者、湊本委員、小西委員
欠席委員 福島委員、東田委員、濱口委員
事務局 吉川総合政策部次長、馬場田政策企画課長、浅田政策企画課参事、
大谷政策企画課係長、三浦政策企画課主査

会長あいさつ、出席委員数及び会議の成立確認

案 件

1. 島本町個人情報保護制度の見直しについて

～事務局説明～

委 員：条例案第2条において、実施機関を定義されているが、例えば都市計画審議会などの附属機関については対象となるのか。

事務局：地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて町長その他の執行機関に設置され附属機関については、情報公開制度の取扱いと同じく、設置した実施機関に含まれるものとして運用するものとなっている。

委 員：4条から6条に規定されている処理期間について、改正法の規定では最大60日間となっている中、請求者のニーズに応じて迅速な手続きが望ましいということで、最大30日間という案を提案されている。

個人情報については、情報公開よりもデリケートである。なかでも利用の中止や訂正請求については重大な案件であり、請求を受けた際には、法の解釈等にも相当の時間がかかることが予想される。本当に改正法よりも短縮した日数で対応が可能なのか。正確かつ慎重にきっちり対応するためにも処理期間についてはもう少し検討すべきではないか。

また、審議会の位置づけについて、個人情報保護に係る事案が個人情報保護委員会で一元管理されるのであれば、当審議会の個人情報保護に係る権限については削除しても良いのではないか。

委 員：開示請求について、令和3年度の処理件数は7件となっている。今後件数については増加する可能性もあるため、改正法通りの処理期間を設定しても良いのではないか。

委員：無理なく正確に処理するためにも、現行より長い処理期間を設定した方が良いのではないか。

審議会の位置づけについては、何か問題が生じた時に、事務局だけで判断するより、審議会に意見を聴ける方が安心できると思う。行政の負担にならないのであれば、存続した方が良いと考える。本町の場合は、情報公開の委員も兼ねているため、個人情報に関する部分を削除しても、大幅な事務軽減にはならないと思う。その辺りも踏まえ検討いただきたい。

会長：他市の状況をお聞きしても、基本的な開示の処理は1週間程度であると聞いているため、30日に処理期間を延ばす必要性について疑問に思う。第三者に意見照会等を行う場合に延長したとしても、現行通り延長を含んで最大30日に設定するべきであると考える。

当審議会の位置づけについては、個人情報保護委員会で一元管理されたとしても、改正法上、「意見を聴取することが特に必要である場合」は審議会に対して諮問できることとなっている。また、今後条例改正等の案件が出た際には、審議会に意見を聴くことも必要になると思われるため存続させても良いかと考える。事務局はどのようにお考えか。

事務局：開示請求等の処理期間については、現行通りの運用が望ましいと考え提案させていただいた。また、北摂ブロック担当者会議が開催された際に他市町の状況を確認したところ、15日という意見が多かった。ただし会議開催から少し期間が経っているため、変わっている可能性もある。

審議会の位置づけについては、個人情報保護委員会が一元管理することに伴い、当審議会の権限が限りなく少なくなるものと考え、一旦は個人情報保護に係る権限を削除する形で提案をさせていただいたところである。

この2点に関しては、本日ご意見をいただいたため、この場で議論していただきたいと考えている。

会長：先ほどの委員の皆様のご意見では、誤りがないよう慎重に処理するために30日としてはどうかという意見が多かったが、事務局の考えを聴いて、ご意見等ないか。

委員：住民の利便性を考えると早い方が良いが、個人情報に関する処理で誤りがあると大変なことになる。難しい問題である。

委員：処理期間について、開示請求と中止・訂正請求でそれぞれ処理期間を別に規定している自治体もあれば、統一している自治体もあると思う。長めの期間を設定し、「速やかに処理する」といった

努力目標のような文言を追加するのが良いのではないかと思う。審議会の位置づけについては、他の委員の意見を聴いて、今後、審議会の意見を聴くことが全くないとは限らないため、存続しておくのも良いかと思う。

委員：事務局としては、審議会の権限を存続することについて負担となるのか。

事務局：事務的な負担については、それほど大きなものではないと考えられるが、実際に審議会で取り扱う諮問案件が想定されない中で、審議会を開催することがないまま存続するのはどうかという考えがあった。ただ、今後条例改正などの案件が発生した場合には、審議会における個人情報に係る権限を存続すれば行政だけで改正案を作成することなく、審議会に意見を聴くこともできると考える。

本審議会は、情報公開及び個人情報保護の審議会であるため、個人情報の部分を削除したとしても情報公開の部分は存続することとなる。近隣の状況としては、意見聴取をするような案件があったときのために存続する場合もある。法定必置の行政不服審査会に個人情報に関する権限を統合する方向性を示された市もある。考え方としては、審議会を現行通り存続すること、審議会における個人情報保護に係る権限を削除すること、審査会に統合することの3つの選択肢があると考えている。

現在は情報公開と個人情報保護の運営審議会であるため、委員の皆様には、両方の制度についての議論をしていただいているが、今後、情報公開のみの運営審議会となった際には、委員選任の際に情報公開のみの知見がある方を選任することができるが、両方を残す場合は、案件がほとんど見込まれないにもかかわらず、国の個人情報保護に関する制度が複雑化している中で、知識を深めていただくという条件面での厳しさもある。

委員：存続して行政の負担にならず、委員として意見を述べなければならないことがあるのであれば、いざという時のために審議会を存続すべきだと考える。

事務局：現状、開示決定の処理期間は、情報公開では、大量請求で苦慮する場面も見受けられるが、個人情報の開示請求の場合は、ボリュームとしては少なく、判断にそこまで時間がかからないケースが多いが、内部決裁に要する期間があることから、実際には2週間弱を要しているのが現状である。

近隣においては、改正法より短期間の規定を予定されているところが多いなかで、本町だけが処理が遅いという印象になってしま

うのは心苦しい。また、処理期間を改正法通りとして努力義務的な文言を追加したとしても、職員は期間の中で精いっぱい慎重に処理しているため、期間が長くなるとその分遅くなってしまうことが考えられる。

将来的に法令の解釈が難解になり、現行通りの処理が困難となった場合には、最悪の場合条例を改正しなければならない可能性もあるが、開示については15日を基本とさせていただき、中止や訂正の処理は、より慎重な処理が必要であるということで、改正法通りの30日を基本としてはどうか。

委員：今の説明を聞いて、事務局も慎重に考えたうえでこの案を提案されていることが分かった。処理期間については、請求者の利便性を考慮して短くても良いと思う。

会長：他市の状況も聞いてきたが、開示請求の場合は、1週間から10日で処理ができるとのことで、15日としても今まで通り処理は可能かと思うが、今回議論があったように中止や訂正請求の場合には、30日とした方が良いと思う。15日として迅速な処理をすることも良いと思うが、その処理自体に誤りがあった場合、また訂正をしなければならないこともある。30日以内であれば、15日に近い日数で処理できるようにしていただいた方が良い。

委員：期間を長く設定すればその分処理が期間いっぱいになり遅くなってしまいうということも理解できる。

会長：開示請求の場合は15日とし、中止や訂正請求の場合には30日と、分けて設定してはどうか。

委員：15日で処理ができない場合は延長して最大30日とすることも可能であるため、15日を基本としても良いと考える。

委員：本町のような「町」という自治体は国等に比べ住民と密着している。国の処理が30日要したとしてもさほど気にならないが、町で30日要するとなった場合、住民との距離が近い町という行政のメリットがなくなることが懸念される。最終的には事務局や会長の判断で決定してはどうか。

委員：先ほど事務局がおっしゃったように、その後の他市町の状況を改めて確認後に会長と調整のうえ、会長の判断に一任するというところで異議はない。

事務局：北摂他市町の状況を確認後に会長と調整させていただき、委員の皆様には速やかに報告するという流れで進めさせていただく。

会長：もう一点、審議会の位置づけについて、審査会に統合する選択肢もあるとのことだが、基本的に審査会と審議会とは、議論する内容が大きく異なっている。案件は、大幅に少なくなると思われ

るが、本町に大きく関連する事案は、実情をよく知る身近な本町の審議会において意見を述べる仕組みを残すために個人情報保護に係る審議会の権限を存続するべきだと考える。

委員：私も審査会に統合する案については少し違和感がある。やはり審査会と審議会とでは、議論の内容が違う。したがって、個人情報保護に係る審議会の権限を存続するか削除するかのいずれかだと考える。

今後、事務局の方で個人情報保護に係る審議会の権限を存続させたことによる事務効率上の不都合等が生じて審議会を廃止しなければならないとなった際には、改めて審議し、個人情報保護に係る権限を削除することも可能である。今回その権限を削除してしまうと、後から審議会にどうしても諮問しなければならない案件が出てきた際には、また改めて最初から審議会を設置しなければならないことになる。

会長：今回の改正法によって、市町村の審議会で諮問できる案件の範囲が大きく狭まっているため、開催回数は大幅に減るが個人情報保護に係る権限は残すべきだと考える。

委員：異議なし。

会長：その他意見等ないか。

委員：今後のスケジュールについて説明願う。

事務局：今回の審議会ですべていただいた意見を基に案を修正し、9月の中旬ごろにパブリックコメントの実施を予定している。10月中旬から下旬ごろに3回目の審議会を開催させていただき、答申をいただいた後に、10月末ごろまでにパブリックコメントの結果を公表する予定となっている。その後、12月の議会に上程させていただき、ご審議いただく予定。令和5年4月施行を予定している。

会長：その他、ご意見等なければ審議会を終了する。